

抗認知症薬の少量処方を容認した厚生労働省の事務連絡について「抗認知症薬の適量処方を実現する会」の代表を務める長尾和宏医師は2日、東京都内で記者会見し「今回の通達を高く評価する。医師の裁量権が再確認された」と述べた。

認知症の進行を遅らせる「アリセプト」（一般名ドネペジル）などの抗認知症薬には添付文書で少量から始めて有効量まで增量する規定がある。

長尾医師によると、規定通りの投与では怒りっぽくなるなどの副作用が出て介護が困難になる患者がいるが、症状に合わせて少量投与した場合に、審査機関が薬剤費の支払いを認めなかった例があったとしていた。

厚労省は1日、審査機関である都道府県の国民健康保険団体連合会の中央会と社会保険診療報酬支払基金に「規定用量未満の投与の場合も、個々の症例に応じて医学的に判断する」として支払いを認める文書を出した。

厚労省医療課の担当者は「診療報酬の支払いは添付文書の規定が前提だが、医師の裁量で規定用量未満の処方をした場合は、審査機関が、根拠があるかどうかを医学的に判断してほしい」と説明している。

【共同】